大船渡市立小中学校通学区域設定委員会規程

昭和46年8月10日教育委員会訓令第1号

(設置)

第1条 市立小中学校の適正な運営を期するため、大船渡市立小中学校通学区域設定委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、市立小中学校児童生徒の通学区域に関し、審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員13名をもつて組織し、その委員は、大船渡市の区域内の知識経験者 のうちから教育長が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じたときは、後任の委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第4条 委員会に会長を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は会務を統理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、教育長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

附則

この訓令は、昭和46年8月10日から施行する。

附 則(平成13年12月26日教委訓令第2号)

- 1 この訓令は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱される大船渡市立小中学校通 学区域設定委員会の委員の任期は、改正後の大船渡市立小中学校通学区域設定委員会規程 第3条第2項の規定にかかわらず同日までとする。